

「従業員給付」に関する国際会計基準の公開草案

昨秋、国際会計基準委員会（IASC）が公表した公開草案（E54）には、退職金や年金をはじめ、生命保険、有給休暇、医療給付等の「従業員給付（Employee Benefits）」の会計処理が記されている。そこで、98年3月に完成予定である国際会計基準（IAS）の概略と、E54に含まれている退職給付（退職金・年金）会計について説明する。

IASCは、95年7月、証券監督者国際機構（IOSCO；日本の大蔵省やSEC等が加盟）と、IASの包括的な（損益計算書、貸借対照表の多くの項目に関わる）コア・スタンダード作業計画について合意した。IOSCOは、コア・スタンダードの完成（目標は98年3月）を条件に、企業が多国間公募や上場を行う際に、IASに準拠した財務諸表を承認する方針を表明した。

最近、特にIASの動向が注目されているのは、日本企業が海外で資金調達するには、IAS準拠の財務諸表が必要になる雲行きのためである。これまで、米国ではSEC基準による財務諸表が義務づけられ、また欧州では日本の基準による財務諸表が受け入れられていたが、各国共通の会計基準による財務諸表作成の可能性が高くなってきたのである。

当初、IASは、基本的な会計テーマにつき、各国の国内基準を比較検討し、代替的処理の範囲を狭める努力をしてきたが、なお多くの代替的処理を許容していた。しかし、89年に公表された公開草案等では、次のように重大な変化が生じた。

E32「財務諸表の比較可能性」と「財務諸表の作成表示に関する枠組み」の主な内容

- ① 1つの会計事実に対して、1つの会計処理方法のみを適用。
- ② 会計基準設定にあたって首尾一貫した理論的根拠を提供するために、財務諸表の作成表示の基礎をなすものとして「概念フレームワーク」を構築。
- ③ 従来の収益・費用アプローチ（損益計算書中心）から、資産・負債アプローチ（貸借対照表中心）への転換。

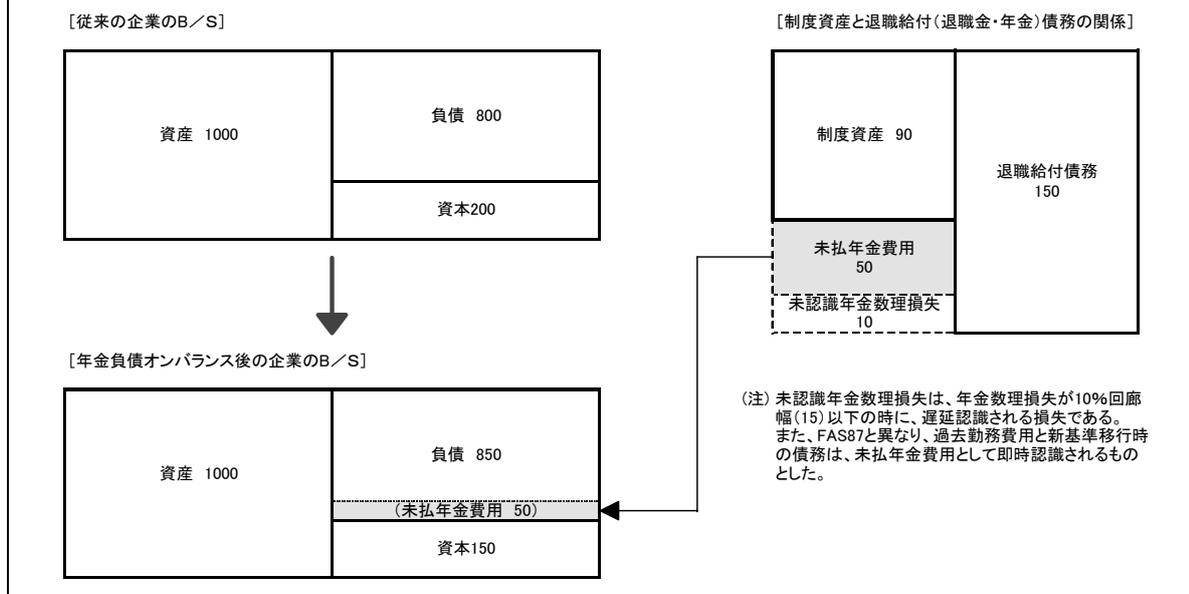
上記の「概念フレームワーク」によると、IASは、明らかに投資家志向である。投資家の意思決定には、「キャッシュフローを生み出す企業能力を評価し、それらの発生時期と確実性の評価」が必要なため、企業の経済的実態を正確に表現する（現行の国内基準との乖離が著しい）「連結決算」と「時価」主義の思想が採用されている。

今回のE54「従業員給付」は、現行のIAS19「退職給付コスト」の改定であり、①日本の会計実務が遅れている部分で、②会計基準設定による決算への影響が大きいこと、から俄に注目を集めている。国内年金会計基準を整備するモチベーションともなり、企業会計審議会で鋭意、検討が進められている。

時価主義を採り入れた E54「従業員給付」の退職給付会計は、FAS87（米国年金会計基準）とよく似た内容になっている。[FAS87の詳細は、「年金ストラテジー」vol. 3, 96年8月号参照]

- ・退職給付債務・費用の評価方法を「予測単位積増方式」に統一（FAS87のPBOによる時価評価と同様。しかし、追加最小負債の計上はしない。）
- ・制度資産は、市場価値で評価（数理的な平滑化法は認められず）
- ・割引率は優良確定利付社債の市場利回りを使用
- ・過去勤務費用の償却は、従業員の予想平均残存勤務年数にわたり定額償却（A案）と、即時償却（B案）の2つ（最終的には、どちらかの案を削除予定）
- ・年金数理損益の償却は、10%回廊幅（制度資産と退職給付債務の大きい方の10%）の超過額を即時償却
- ・新基準移行時差額の償却は、即時償却

新基準適用の会計処理例（B案の場合）



E54「従業員給付」の退職給付会計の主な内容

従来、企業財務において、企業年金の積立状況はそれほど重要でなかった。しかし、「退職給付債務が企業の財務諸表に反映され、企業の経済的価値の一部を形成する」との評価が投資家に定着してくると、退職金・年金負債を含む負債額全体の適切なコントロールが必要になる。米国のように、年金資産運用も企業財務の一環として位置付けられる日も近いだろう。

更に、IASを嚆矢に、日本の会計基準（連結財務諸表、金融商品、企業年金等）の見直し作業が行われているが、今後、多くの企業で「連結ベースによる時価評価経営」への移行を迫られることになるであろう。